

仕 様 書 (案)

1 業務等の目的

村が所有する不用となった「グレステンマット」について、民間事業者のノウハウを活用して再利用（リユース）を図ることで、環境負荷の低減（SDGs の推進）及び村の処分費用負担の軽減を図ることを目的とする。

2 業務等の実施場所

八ヶ岳自然文化園内グレステンスキー場（サマーゲレンデ）跡地

3 業務の実施期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

なお、指定場所の八ヶ岳自然文化園は、不定期にイベント等の開催があるため、村及び八ヶ岳自然文化園との協議により日程調整が必要となる。

4 業務等の内容

グレステンスキー場跡地の不用となったグレステンマットを、自らスキー場を経営・運営している事業者に、有償により譲渡（売却）する。

項 目	内 容
物品名	グレステンマット（縦1m×横1m×厚さ26mm）
数量	約2,200枚（面積：約2,200㎡）
材質	プラスチック（ポリプロピレン等）
指定場所	八ヶ岳自然文化園内グレステンスキー場跡地
状態	経年劣化あり。現状有姿での引渡し
その他	現地での確認を推奨します

引渡条件：全数量一括譲渡（売却）とし、希望数量による譲渡は行わない。指定場所からの搬出、積込、運搬にかかる一切の業務及び費用は事業者の負担とする。

用途制限：事業者が自ら経営するスキー場での再利用（リユース）に限定し、第三者への転売や目的外使用、不法投棄等を固く禁じる。

報告義務：自社スキー場への敷設完了後、速やかに写真付きの完了報告書を村へ提出すること。

5 業務等の実施体制

- (1) 業務を円滑に実施し、確実な再利用（リユース）につながる体制を整備すること。
- (2) 業務管理者を定め、村との調整窓口として機能すること。

- (3) 業務の開始に当たり、実施体制と人員配置、作業工程とスケジュールなどを記した「業務計画書」を作成し提出すること。

6 課等の長との協議及び課等の長への報告に関する事項

- (1) 業務を適正かつ円滑に進めるため、業務管理を適切に行うこと。
- (2) 進捗状況や課題については随時報告すること。

7 その他業務の実施のために必要な事項

- (1) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、村と事業者により協議のうえ仕様を変更することができる。
- (2) 事業者の責めに帰すべき理由により、村又は第三者に損害を与えた場合、事業者がその損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、村と事業者により別途協議する。